

とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注するとちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 事業名

とちぎの特産品プレゼント事業運営管理業務

2 事業の目的

新型コロナウイルスの感染拡大収束後、国のGo To Travelキャンペーンに呼応し、栃木県内の宿泊施設の宿泊者に抽選で栃木県特産品をプレゼントするキャンペーンを実施することにより、栃木県への観光宿泊客の誘客を図るとともに、県内の特産品製造、販売事業者の支援につなげる。

3 キャンペーン概要

(1) 実施日程

甲と協議のうえ決定する。プレゼントキャンペーン実施期間は3ヶ月とする。

(2) プレゼント商品

栃木県特産品 総額 1.5 億円分

(3) 対象者

栃木県内の宿泊施設に宿泊し、1泊1名につき税込3,000円以上支払った者

(4) 応募方法

乙の提案による

(5) プレゼント商品の当選者

約3.6万人

4 委託期間

契約締結日から令和3（2021）年3月10日まで

5 委託業務の概要

キャンペーンの実施に必要な次の業務を行う。

(1) 委託業務

①キャンペーンサイトの制作、運営、維持、管理

- ・キャンペーン周知及び応募のためのサイトの制作、運営、維持、管理を行うこと。
- ・キャンペーンサイトの運営に当たっては、パソコンの他、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末からの閲覧を想定し、それぞれからの閲覧において最適なものとする。
- ・当業務の目的を達成するために必要となるシステムが稼働するハードウェア・OS及びネットワークインフラは、乙が調達することとし、この提供に関する費用の一切は委託料に含まれるものとする。

- ・契約期間中において、ウェブサイトの保守を円滑に実施するため、電話、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）及び連絡体制を整備するとともに、障害時等において速やかな復旧作業対応を可能とする体制を構築し、トラブルが発生した際には速やかに対処すること。

②キャンペーンの広報

- ・ウェブ等を活用し、幅広くキャンペーンの広報活動を実施すること。
- ・OTA（じゃらん、るるぶトラベル、楽天トラベル等）にバナー広告を掲示することによるキャンペーンの広報は必須とする。
- ・キャンペーンの周知に協力する宿泊施設を募集し、ポスターを配布する等、現地での広報活動も行うこと。
- ・「ハッシュタグ（#）」を活用したプレゼント企画等、SNSを活用した情報発信策を実施すること。

③応募受付の準備

応募方法は乙の提案によるものとするが、以下の条件を遵守すること。

- ・対象者が簡易に応募できる方法とすること。
- ・当選者が対象者であることを確認できる方法とすること。
- ・宿泊施設の手間が最小限となるようにすること。

④キャンペーン当選者の選定、プレゼント商品の手配及び発送

- ・乙は、当選者の選定結果に基づき、確実に当選者に届けること。ただし、乙の管理の下に特産品の生産者等から直接当選者に発送することを妨げない。
- ・プレゼント商品の品質等の不良による補償等が必要になった場合には、乙が責任をもって対応すること。
- ・プレゼントの内容は、甲と協議の上決定することとし、栃木県観光物産協会、栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」、栃木県酒造組合、とちぎ農産物マーケティング協会等から調達すること。
- ・乙は、甲に対し、当選者、プレゼント商品の発送状況の報告を随時行うこと。

⑤業務に係り発生する質問等への対応

対象者、宿泊施設を対象とした専用電話窓口及び問い合わせ対応人員を設定すること。

(2) キャンペーン内容

①プレゼント商品の総額は1.5億円、当選本数は約3.6万本とする。

②プレゼント当選者の目安は、次のとおりとする。

- ・特賞（60,000円相当） 30名
- ・1等（51,000円相当） 60名
- ・2等（11,000円相当） 300名
- ・3等（4,000円相当） 35,460名

③特賞は、県内宿泊施設のペア宿泊券を用意すること。

④抽選の頻度は、乙の提案による（ただし、最低でも月1回実施すること）。

⑤プレゼント商品の金額には、送料を含む。なお、配送先は日本国内に限ることとする。

⑥当選者の抽選は、上位の商品から実施すること。(特賞→1等→2等→3等の順に抽選)

上位の抽選に外れた場合、下位の抽選に参加させること。

1人の参加者の当選回数は、1回の応募に対し1回限りとし、上位のプレゼント商品に当選した時点で下位商品の抽選参加権は失うこととする。

⑦SNSを活用した情報発信策としてプレゼント企画を提案する場合には、プレゼントに係る費用を②の目安金額の枠内で計上してもよいこととする。

(3) 委託料上限金額

218,671,200円以内

・上記「3(2)プレゼント商品」に係る経費は、委託料に含む。(ただし、プレゼント商品分は実績によるものとする。)

・消費税及び地方消費税を含む。

6 支払い

委託料の支払いは、原則として、事業完了後の精算払いとするが、本業務の遂行上必要があると認められるときは、委託業務の遂行状況に応じて委託料の一部を支払うことができる。

7 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

なお、個人情報の取扱いについて、乙の管理の下に特産品の生産者等から直接当選者に発送する場合には、乙と生産者の間においても本契約と同様の取扱いがなされるように、乙と生産者等との間で契約書等によりその旨確認を行うこと。

8 関係書類の整備

乙は、委託業務に係る関係書類を整備し、委託期間終了から5年間保存するものとする。

9 留意事項

(1) 委託業務により作成された成果品の著作権は、原則として甲に帰属するものとし、乙は甲の当該著作権に係る行為について著作者人格権を行使しないものとする。

なお、契約時に成果品の著作権の帰属を、甲乙の共有とする場合は、この限りではない。

(2) 成果物については、原則として、甲が複製又は修正を行うことができること。ただし、制作の都合上、やむを得ず著作権を甲に帰属させることができない写真等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、甲の了解を得ること。甲に著作権を帰属させることができない写真等の二次利用については、その都度甲と協議すること。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、乙がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(4) 受託者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、業務を進めるものとする。
- (6) 企画提案書の内容については、採用案決定後、委託料の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (7) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、事業目的を達成するためにより良い方法、アイデア等があるときには県に対して積極的に提案すること。
- (8) 業務の一括再委託の禁止
乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。
ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、業務の一部を委託することができる。

10 問い合わせ先

栃木県産業労働観光部観光交流課観光プロモーション班特産振興チーム
電話 028-623-3307 FAX 028-623-3306